

印紙の消印と印紙税の還付

今回は貼付した印紙の消印と誤って印紙を貼ってしまったときの印紙税の還付について考えてみたいと思います。

(1)印紙の消印

証書や通帳に印紙を貼って印紙税を納める場合は、その証書や通帳の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明にこれを消さなければならないことになっています。(印法8)

これは印紙の再利用を防ぐための措置であり、この印紙を消す方法は、文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名によることとされています。この場合の印章は文書に押したものであることを要件としておらず、氏名名称などを表示した日付印、役職名、名称などを表示したゴム印のようなものでも差し支

えありません。

(2)印紙税の還付

イ. 税務署に対する手続き

①還付の対象となる場合

過大の収入印紙を貼り付けてしまった場合、課税文書に該当しないものに貼ってしまった場合や、課税文書の用紙に貼り付けたものの使用する見込がなくなった場合は還付の対象となります。具体的には手続きとして印紙税過誤納確認申請書と収入印紙を貼った文書、そして印鑑を税務署に持参し、手続きを行うと、還付されます。

②還付の対象にならない場合

契約書を作成した後にその契約が解除や取り消された場合は還付の対象とはなりません。

ロ. 郵便局に対する手続き

未使用の収入印紙や白紙や封筒など明らかに課税文書でないものに貼り付けられた収入印紙については、郵便局において所定の手数料を支払うことで新しい収入印紙と交換できます。

ナマの税務相談室

Q 明けましておめでとうございます。

A おめでとうございます。これはこれは、

新年早々何かご相談でも。

Q 実は、私ども子供たちが揃って両親に新年の挨拶に伺った時に話が急浮上いたしましたね。税務に絡む話なので、突然ですがお邪魔しました。

父も今年70歳、両親の結婚生活も約40年になります。いずれは戸建て生活からマンションタイプの部屋を探したいと申しておりました。そこで、私ども一同が提言いたしました。

A 正月早々、お子様たち皆さんでどんな提言をされたのですか。

Q 父が70歳の古希を無事に迎えることができたのも、母の目に見えない内助の功があったらこそではないですか。今こそ、夫婦間の配偶者控除(婚姻期間20年以上、2,000万円)という税の特典を使う絶好のチャンスではない

かと進言いたしました。

A いい親子の対話ですね。子供たちが母親のことを考えて父親に直言できるなんて、今どきいい

話だと思います。お父上は何とおっしゃいましたか。

Q 全く考えないでもなかったらしいのですが、我々の勢いに負けて結局賛成してくれました。それで、現在、父の所有する居住不動産の2分の1を分割贈与することになりました。税務上の評価は2,500万円ですので、贈与税額は53万円程度です。

ところで伺いたいのですが、将来売却した場合は居住用の3,000万円特別控除は、父、母ともに使えるのですか。

A そうですね。現行法律が変わらないという条件が付きますが。お父上が将来はマンション生活をと考えられていたわけですから、良いお正月の集まりでしたね。

正月早々いい話

ナマの税務相談室